

株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の融通に関する措置要綱の運用について

(平成10年7月1日付け10食流第2079号農林水産省食品流通局長通知)

最終改正 令和2年3月31日
元食産第5476号

第1 貸付けの相手方

株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の融通に関する措置要綱（平成10年7月1日付け10食流第2078号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）第2の1にいう「その行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるもの」とは、本資金の借入希望者が、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第2項に規定する農林漁業者（その委託を受けた者を含む。）との間で原材料となる農林畜水産物の品種、生産方法、調達規格、出荷方法、貯蔵方法等に関する取決めを行う等により、1年以上の安定的な取引関係にあり、認定高度化計画（輸出促進法第37条の規定により法第10条の規定を適用する場合にあっては、輸出促進法第35条第2項に規定する認定輸出事業計画（以下「認定輸出事業計画」という。））。以下「認定高度化計画」という。）に従った製造過程の管理の高度化又は認定高度化基盤整備計画に従った高度化基盤整備に必要な原材料農林畜水産物の品質の安定を図るための措置を講じていると認められるものをいう。

第2 貸付対象施設

要綱第2の2の認定高度化計画に従って製造過程の管理の高度化又は認定高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得に係る対象施設は、

- 1 交差汚染防止や清浄度別の区画の分離を行うための隔壁、埃対策上必要な陽圧化等を行うための空調施設、排水施設等の整備に対応した建物
- 2 衛生設備、前室（エアシャワー付き）等の衛生管理設備
- 3 自動式記録計等の監視制御システムのための機械・設備
- 4 1から3までに掲げるものと併せて、認定高度化計画又は認定高度化基盤整備計画の下で一体的に導入する生産施設

とする。

また、4の生産施設については、次の(1)又は(2)の要件に該当する場合について対象とする（認定輸出事業計画に従って実施される事業を除く。）。

- (1) その生産施設の処理能力は、既存の生産施設の処理能力の1.5倍を超えないこと
ただし、超えた場合には、その超過割合に応じて貸付対象事業費を減額すること
- (2) その生産施設の事業費は、業界の実態に照らし、標準的な処理能力を有する一連の生産施設の事業費を超えず、かつ、1から3までに掲げる事業の事業費の合計を超えないこと

第3 貸付手続

本資金の借入希望者は、借入申込書及び高度化計画申請書若しくは高度化基盤整備計画申請書又は輸出事業計画申請書の写しを株式会社日本政策金融公庫に提出する際に、第1に係る関係書類の写しを添付するものとする。

附 則（令和2年3月31日食産第5476号）
この改正は、令和2年4月1日から施行する。